○武蔵野市防災会議運営規程

昭和59年11月17日規程第2号

武蔵野市防災会議運営規程

(目的)

第1条 この規程は、武蔵野市防災会議条例(昭和38年10月条例第24号。以下「条例」という。) 第5条の規定に基づき、武蔵野市防災会議(以下「会議」という。)の議事その他の運営に関し、 必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の招集)

- 第2条 会議は必要に応じ会長が招集する。
- 2 委員は、必要があると認めたときは、会議に付議すべき事項及び理由を付して、会長に会議の 招集を求めることができる。
- 3 会議を招集するときは、会議の日時、場所および議題を定め関係委員に通知しなければならない。
- 4 前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。 (定足数)
- **第3条** 会議は、委員の定数の半数以上の委員またはその代理者が出席しなければ、開くことができない。

(議事手続)

- 第4条 会議の議事は会長が主宰する。
- 2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。 (会議の記録)
- 第5条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。
- 2 議事録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 出席した委員の職名及び氏名
 - (3) 議事の件名及び概要並びに議決事項
 - (4) その他必要と認める事項

(委任)

- 第6条 会議は、その所掌に関する事務の一部を会長に委任することができる。
- 2 会長は、委任を受けた事務を処理したときは、会議に報告しなければならない。 (専門委員)
- 第7条 条例第4条に規定する専門委員は、調査の結果を報告するため会議に出席することができる。

付 則

この規程は、昭和59年11月17日から施行する。